

経済・雇用対策（経済・雇用戦略課）

1. 経済活性化対策

(1) 事業継続の支援

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく鳥取市繁華街の飲食店への営業時間短縮要請（8/9～22）により、区域の周辺エリアに所在する飲食店が営業に大きな影響を受けるため、影響を緩和するための支援を行った。

【令和3年度実績】

営業時間短縮等影響緩和給付金（飲食店）

交付：75件 交付額：10,800千円

時短要請関連事業者給付金（関連業者）

交付：37件 交付額：5,682千円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（令和3年度限り）

(2) 関西情報発信拠点推進事業

平成29年4月より麒麟のまち圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町）の歴史文化、観光資源等の魅力を主要商圏である関西圏へ発信するための拠点施設として「麒麟のまち」を大阪市に設置し、観光誘客・移住定住の促進、地元製品の販路拡大を図った。

【令和3年度実績】施設利用者数：26,239人 売上額：30,153千円

(3) 関西事務所運営事業

関西で本市の魅力を発信するとともに、観光客誘致、企業誘致、移住・定住等の促進、地元産品販路拡大等鳥取市経済活性化のための取組を実施した。

(4) 国際経済交流事業

環日本海諸国ほか海外との経済交流を活発化させるため、市内企業、経済・観光団体、関係機関で構成する「鳥取市国際経済発展協議会」を中心に、市内企業と海外との交流の橋渡しや、留学生の地元企業への就業支援などを実施する。

【令和3年度実績】

・外国人留学生地域就労支援事業のインターンシップ等は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

(5) 地域エネルギーによる経済活性化の取組

「鳥取市スマートエネルギータウン構想」（平成27年8月策定）に基づき、産学金官連携のもとエネルギーの地産地消と環境・エネルギー分野の産業振興を推進する。

2. 中小企業・商業活性化対策

(1) 鳥取市地域振興チケットの発行

新型コロナウイルス感染症の拡大により、打撃を受けている市内各店舗を支援するため、500円券×10枚綴り（うち飲食券5枚、小売・サービス券5枚）の割増（プレミアム）付商品券を発行した。

【令和3年度実績】発行総額：5億円 換金総額：493,876千円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（令和3年度限り）

(2) 中心市街地等における商業の振興を図るため、次のような支援を実施する。

| 補助対象事業 | 補助対象事業内容 | 補助の対象となる商店街団体等（事業実施主体） | 補助対象経費 | 補助率 限度額 | R3 実績 | |
|---------------|--|--|--|--|--------------|----|
| 商店街にぎわい形成促進事業 | (1) 活動支援事業 | ①地域の文化、人材、資源を活かした商店街づくりを行うソフト事業 ②販売促進活動、異業種交流、新商品開発、勉強会、調査事業など商業振興に関するソフト事業 | 商業者のグループ 商店街振興組合 事業協同組合 まちづくり会社 任意の商店会 中心市街地活性化協議会 NPO | 当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、機器賃借料、雑役務費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他市長が特に必要と認める経費 | 2/3 60万円 | 3件 |
| | (2) 環境整備事業 | 来街者の利便性の向上や安全安心のまちづくり、環境への負荷軽減を図るなど、商店街振興組合等が取り組む公共性の高い環境整備事業 | 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 任意の商店会 まちづくり会社 | 新たな整備をする場合、当該事業に要する経費 | 1/2 40万円 | 0件 |
| 中心市街地活性化推進事業 | (1) 調査・設計事業 | 鳥取市が定めた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業実施に必要な調査、設計書等を作成するもの | 商店街振興組合 事業協同組合 任意の商店会 商工会議所 まちづくり会社 中心市街地活性化協議会 NPO | 当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、通信運搬費、消耗品費、委託費、印刷製本費、その他市長が特に必要と認める経費 | 2/3 200万円 | 0件 |
| | (2) ビジョン策定・実行事業※ | 商店街の持続的な発展を目的として、中長期的なビジョンを策定・実行する事業 | 商店街振興組合 | 当該事業に要する謝金、旅費、その他外部人材の招聘に要すると認められる経費 | 4/5 60万円 | 0件 |
| 大型空き店舗入居促進事業 | 大型空き店舗を商業施設等として活用するもの (要件) ・賃貸物件で過去に使用されていたもの ・1階部分が空いているもの ・空いている部分が延べ165㎡以上のもの | 商業者 商店街振興組合 まちづくり会社 | テナントとして営業を行う事業に要する経費のうち、店舗賃借料(共益費、駐車場代を除くものとし、6月分を上限とする)、店舗改装費及び広告宣伝費 | 3/4 300万円 | 1件 | |

(3) 商店街の活性化

商店街及びその店舗等の積極的な利用を促し、新たな生活様式に対応した中長期的な利用の定着を図った。

【事業概要】 商店街の魅力向上及び発信等、振興に資する事業を公募し、選定事業者に事業委託

【令和3年度実績】 4件

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（令和3年度限り）

3. 雇用対策

(1) 雇用の維持・新規雇用

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響を受ける中で雇用の維持を図る事業者やコロナ禍においてデジタル技術を活用した採用手法に大きく変化する中で採用活動プロセスのデジタル化によって人材確保に取り組んだ事業者を支援した。

①中小企業雇用維持支援事業

【事業概要】雇用調整助成金の申請に係る経費について支援した。

【令和3年度実績】 交付件数：33件

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（令和3年度まで）

②人材確保デジタル化支援事業

【事業概要】採用活動プロセスデジタル化の効果的な手法等に関するセミナーを開催し、実際にデジタル化に取り組む事業者を支援した。

【令和3年度実績】 セミナー2回開催（30人参加）、交付件数：8件

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（令和3年度限り）

(2) 無料職業紹介事業

鳥取市無料職業紹介所を開設し、市内の求職者、U J I ターン希望で求職している者等に対し、求人企業の斡旋などマッチング支援を行う。

名 称：鳥取市無料職業紹介所（経済観光部経済・雇用戦略課及び市民生活部地域振興課内）

開 設：平成16年10月1日（経済・雇用戦略課内）、平成30年4月1日（地域振興課内）

【令和3年度実績】 新規登録求職者数 12人

就職者数 1人

(3) 求職者教育訓練助成事業

一定の要件に該当する求職者が、職業訓練を自己負担で受けたときの経費を一部助成する。

【事業の概要】

対象者：65歳未満の求職者で、雇用保険法規定の教育訓練給付金支給対象とならない者

補助金額：補助対象経費の1/2（限度額5万円）

【令和3年度実績】 交付件数：0件

(4) シルバー人材センター助成事業

高齢者への短期的な就業機会の提供や企業への派遣の仲介を行う公益社団法人鳥取市シルバー人材センターに対して財政支援を行い、市内企業の人材不足の解消や高齢者の福祉の増進を図る。

(5) 障がい者雇用奨励事業

障がい者を雇用する市内事業所に対し、奨励金を交付し、障がい者雇用の促進を図る。

【事業の概要】

障がい者を対象とした国のトライアル雇用を行った事業所が、終了後に常用雇用に移行し、3か月が経過した場合に、一人あたり5万円の雇用奨励金を支給する。

【令和3年度実績】 交付件数：1件

(6) 鳥取市雇用促進協議会

鳥取市雇用促進協議会を運営し、労働需給均衡に向けた取組を行う。

【令和3年度実績】

- ・地元企業に関するオンライン学習と小規模な職場体験を組み合わせたプログラムを導入し、地元企業の認知度を向上させ、地元就職や将来的なUターン就職などにつなげる取組を実施した。

（2校の高校生431名が地元企業43社に訪問）

- ・高校生を対象とした企業説明会（参加校：高校6校（272人） 訪問企業：23社（延べ34社））

- ・「職場定着促進セミナー」を開催（1回開催、6人参加）

(7) 人材確保推進事業

平成31年1月15日に締結した「鳥取市と鳥取労働局との雇用対策協定」に基づき、ハローワーク鳥取と連携した事業を実施しながら諸課題の解決を図るとともに、市内企業が作成する自社PR動画作

成経費への助成、「とっとり企業ガイドブック（東部版）」の作成など、市内企業の認知度向上を図る。

また、従業員の奨学金返済を支援する制度を設ける市内中企業等に対して、支給する手当等の一部を助成し、市内企業の人材確保と若年者の市内就職・定着の促進を図る。

【令和3年度実績】 鳥取市地元企業就職PR動画作成助成金 2件
鳥取市中小企業等奨学金返済支援事業補助金 2件

(8) 働き方改革推進事業

働き方改革推進アドバイザーの企業訪問等により、経営戦略と整合を取りながら企業の課題を掘起こすとともに、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を支援し、地元企業の生産性の向上を図る。

【令和3年度実績】

- ・働き方改革推進アドバイザーによる企業訪問：43社
- ・中小企業経営者向け働き方改革セミナー（2回）：参加者数17人

4. 計 量 事 務

消費者の生活の安全を守るため、計量器（はかり）の定期検査と立入検査を行う。該当する計量器は、スーパーや商店などで使用するはかり、小中学校で証明に使用するはかりなど。

【令和3年度実績】

- 定期検査 311事業所（はかり1,396台、分銅等300個）
- 立入検査 新型コロナウイルス感染症拡大のため、未実施。

5. 鳥取市公設地方卸売市場（鳥取市南安長二丁目）

開 場 日：日曜日、国民の祝日、1月2日・3日・4日、8月14日・15日、
12月31日及び臨時休場日以外の日

開 場 時 間：午前4時から午後4時まで

敷 地 面 積：32,237㎡

開 設 日：昭和48年4月1日

取 扱 高

（単位：数量＝トン、金額＝千円）

| | 令和3年度 | |
|---------|--------|-----------|
| | 数 量 | 金 額 |
| 青 果 部 | 20,267 | 5,893,648 |
| 水 産 物 部 | 905 | 933,201 |
| 花 き 部 | 3,886 | 318,924 |
| 合 計 | | 7,145,773 |

※花き部の数量の単位は千本

産学官連携（経済・雇用戦略課）

1. 産学官連携地域経済活性化事業

学術研究機関との共同研究による①新技術を事業化するための情報収集・調査②事業化にむけての新技術の研究開発を支援する。

①調査支援型

対象者：鳥取市内に住所を有する中小企業者、協同組合、生産者団体

対象事業：学術研究機関との共同研究により、新規性及び独自性があるアイデアを事業化するために
行う事業可能性調査等

補助金額：補助対象経費の2/3（限度額60万円）

②研究開発支援型

対象者：鳥取市内に住所を有する中小企業者、協同組合、生産者団体

対象事業：学術研究機関との共同研究により、新規性及び独自性があり、事業化に向けて行う、新技術
又は新製品の研究開発

補助金額：補助対象経費の2/3（限度額200万円）

【令和3年度実績】

① 0件 ② 0件

2. 乾燥地研究情報発信事業

鳥取大学乾燥地研究センターの研究成果を広く情報発信するため、事業に要する経費に対して補助する。

地場産業の振興（経済・雇用戦略課）

1. 地産地消推進事業

地産地消の推進を図るため、「第6期鳥取市地産地消行動指針（平成30～令和4年度）」のもと、関係団体、関係機関などと連携して各種事業を実施する。

(1) 地産地消フェアの開催

関係機関と連携して地産地消フェアを開催し、地産地消の機運の醸成を図る。

【令和3年度実績】

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止。

代替事業としてプレゼントクイズ実施。 応募者2,464名

(2) 食育アドバイザー派遣事業

小・中学生、保育園児・保護者や市街地の消費者に、農林水産物や地域の食材を使った伝統料理に対する理解を深めていただくため、保育所・小中学校での食育や、地域での学習会へ食育アドバイザーを派遣する。

【令和3年度実績】

派遣件数 15件

参加数 236人

(3) 地産地消の店認証事業

地産地消の浸透を図るため、地元の農林水産物を積極的に使用する飲食店などを「地産地消の店」に認定する。

【令和3年度実績】

認定店 82店

(4) 学校給食計画栽培支援事業

学校給食における地元産食材の利用促進を図るため、学校給食用に農産物を計画的に生産出荷する団体に対し、助成を行う。

【事業の概要】

対象者：生産者により組織された団体

補助金額：生産農家1戸当たり3,000円

計画栽培した農産物の出荷量10kg当たり15円

(ただし、10kg未満の端数は10kgとする。)

【令和3年度実績】

| | | | |
|--------------|---------|-----|---------|
| ばれいしょ生産組合 | 生産農家7戸 | 供給量 | 4.36 t |
| たまねぎ生産組合 | 生産農家5戸 | 供給量 | 20.66 t |
| 千両なす生産組合 | 生産農家5戸 | 供給量 | 0.23 t |
| ブロッコリー生産組合 | 生産農家10戸 | 供給量 | 0.06 t |
| 大根生産組合 | 生産農家2戸 | 供給量 | 8.98 t |
| 甘藷生産組合 | 生産農家4戸 | 供給量 | 4.57 t |
| 人参(賀露)生産組合 | 生産農家5戸 | 供給量 | 4.93 t |
| 人参(ずいせん)生産組合 | 生産農家1戸 | 供給量 | 2.22 t |
| 白ねぎ生産組合 | 生産農家12戸 | 供給量 | 2.63 t |
| さといも生産組合 | 生産農家1戸 | 供給量 | 19.11 t |

2. 伝統産業等支援事業

(1) ふるさと産業規模拡大等事業

伝統的産業の振興を図るため、ふるさと産業(和紙、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具及びクラフトの製造業)を行う事業者の既存事業拡大に伴う設備導入を行う事業並びに新たに開発した商品の製造及び販売を行う事業に対し助成を行う。

【令和3年度実績】 0件

(2) 伝統工芸等後継者育成支援事業

伝統工芸の保存及び活性化を図るため、伝統工芸などの技術を伝承することを目的とした研修の従事者及びその受入事業者に対し助成を行う。

【令和3年度実績】 2件(和紙1件、陶磁器1件)

(3) 地酒で乾杯条例啓発事業

平成28年6月の条例施行を契機にイベントや広報による啓発活動を行い、地酒による乾杯の普及と地酒を活用した伝統産業の振興を図る。

【令和3年度実績】 乾杯条例と地酒をPRするため、プレゼントクイズを実施。

応募者(対象者)数 525名

(4) 因州和紙振興

和紙文化の伝承、和紙産業の安定と発展を図るため、因州和紙を伝承していくことを目的とした各

種事業に取り組んでいる団体に助成する。

また、因州和紙の振興を図るための施設を運営する。

①鳥取市佐治町和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」（鳥取市佐治町福園）

利用条件等：午前9時～午後4時30分（毎週水曜日休館） 紙すき体験料700円ほか

開館：平成7年11月1日

利用者数：令和元年度 4,150人 令和2年度 2,736人 令和3年度 2,680人

②鳥取市あおや和紙工房（鳥取市青谷町山根）

利用条件等：午前9時～午後5時（毎週月曜日休館） 一般100円ほか

開館：平成14年8月2日

利用者数：令和元年度 25,995人 令和2年度 13,480人 令和3年度 12,690人

3. 物産振興

(1) 物産振興事業

本市の特色ある特産品を多くの方に認知していただくとともに、特色ある素材を活かした特産品開発やブランド化を促進するため、県外物産展（姉妹都市、HOT連携、関西圏等）に参加し特産品PRを行う。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため県外物産展が中止・延期となり不参加。

(2) 物産振興体制強化事業

「まちパル鳥取」等で物産事業に取り組む鳥取市観光コンベンション協会と連携しながら、本市の物産振興を進めていく。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による地元産品の売上減少に対応するため、地元特産品プレゼントキャンペーンや、地元物産品のPR機会創出のため、地元特産品を掲載したカタログギフトを作製する企画を実施。（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（令和3年度まで））

(3) 鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」事業

物産振興や本市のイメージアップ、ブランド化を図るため、インターネットによる全国への販路拡大を可能にするショッピングサイトを運営する。

また、ショッピングサイトにて新型コロナウイルス感染症の拡大による地元産品の売上減少に対応するため、商品価格の30%割引、送料無料のキャンペーンを実施。（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（令和4年度まで））

【令和3年度実績】

188店舗出店（令和4年3月31日） 総売上11,141万円

企業振興（企業立地・支援課）

1. 企業誘致推進事業

本市産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図るため、企業訪問等を積極的に展開することで本市への企業の進出・増設などを働きかけ、企業の立地や地元企業の事業拡大を促進する。

【令和3年度 誘致企業数：1社】

・(株)タカショー

【令和3年度 新增設企業数：延べ19社】

①雇用増を要件とする補助金指定企業（7社）

- ・(株)田中組
- ・(株)マルカン
- ・あおやサイエンス(株)
- ・(株)源吉兆庵
- ・日段(株)
- ・アイエム電子(株)
- ・(株)NOTIS Lab.

②雇用維持を要件とする補助金指定企業（12社）

- ・中嶋米穀(株)
- ・(株)勝原製作所
- ・(株)AKARI BREWING
- ・(株)清水
- ・(株)ササヤマ
- ・(株)マルカ運輸商事
- ・(株)鳥取メカシステム
- ・アロー産業(株)
- ・用瀬運送(有)
- ・(株)Trees
- ・ダイヤモンド電機(株)
- ・リコーインダストリアルソリューションズ(株)

(1) 鳥取市企業立地ガイド

主に県外企業誘致活動のため、企業誘致に必要な本市の現況、人材の状況、支援制度などの情報をまとめた冊子を作成する。

(2) 企業立地促進補助金

①鳥取市企業立地促進補助金

対象事業：製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業など

補助金額：投資額×10%、初年度賃借料×50%の合計額

限度額：2億円

要件：製造業においては、投資額10億円以上（中小企業は3,000万円以上）及び新規正規雇用者数10人以上（市内中小企業は常用雇用者3人以上）の増加

※対象事業ごとに一定の投資額及び新規雇用者数に要件あり

②鳥取市企業立地促進補助金（市内中小企業向け 平成30年度新制度）

対象者：鳥取市内に事業所を置く、製造業を営む中小企業

対象事業：中小企業等経営強化法における先端設備等導入計画の認定を受けた事業における設備投資であること。

対象経費：先端設備等とその設置に伴う建屋新築・改修の取得費用 ※土地は対象外

補助金額：投下固定資産額×（1/4～1/2）、賃借料（10/10 一定期間分）

限度額：7,500万円

要件：投資額1,500万円以上、常用雇用者の平均所定内賃金向上（2.0%～5.0%以上）及び常用雇用者に対する所定内賃金総額の維持

③鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金

対象事業：情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業など

補助金額：借室料の1/6

限度額：1,000万円/年

補助期間：操業から5年間

※対象事業ごとに一定の新規常用雇用者数に要件あり

(3) 工業団地分譲推進事業

企業誘致の受け皿となる、新たな工業団地の整備を推進するとともに、本市工業団地への進出を働きかける。

- ・新津ノ井工業団地

分譲中面積 0.5ha

- ・鳥取南インター布袋工業団地の整備推進

分譲中面積 3.5ha

- ・河原インター山手工業団地の整備推進

分譲予約中面積 3.5ha

2. 中小企業等支援事業

本市産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、生産性の向上や販路開拓、人材育成などを行う中小企業等を支援する。

(1) 中小企業等金融対策

中小企業等を支援するため、次の融資制度を設けている。(金利は変動)

(令和4年4月1日現在)

| | 資金名 | 概要 | 貸付限度額 | 貸付利率 | 貸付期間 (カッコ内は据置) | 申込窓口 |
|----------------|------------------------------|--|--|--|--|-----------------------------------|
| 一般 資 金 | ① 鳥取市 中小企業 小口融資 | 従業員数が20人以下 (商業又はサービス業 (宿泊業及び娯楽業を 除く)にあつては5 人以下)の中小企業 者への融資資金 | 2,000万円 | 1.66% (特別利率 1.43%) | 運転資金 5年(6月)以 内 設備資金 7年(1年)以 内 | ・商工会議所 ・商工会 |
| | ② 鳥取市 小規模 事業者融資 | 従業員数が20人以下 (商業又はサービス業 (宿泊業及び娯楽業を 除く)にあつては10 人以下)の中小企業 者への融資資金 | 3,000万円 | 1.66% (特別利率 1.43%) | 運転資金 7年(1月)以 内 設備資金10年 (1年)以内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| | ③ 鳥取市 中小企業 経営安定化 資金 | 市内中小企業者への 融資資金 | ・設備資金 3,000万円 (8/10以内) ・運転資金 2,000万円 | 1.66% (保証なし 1.96%) | 運転資金、設 備資金とも10 年(1年)以内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 借換 資金 | ④ 鳥取市経営 安定支援 借換資金 | 保証協会の信用保証 付き借入金の借換に 必要な資金 | 2億円 (借換する既存借入金 の当初借入額の合計 額が上限、借換と併 せて行う経営改善の 取組みに必要な運転 資金及び設備資金) | 1.66% (特別利率 1.43%) | 10年(3年)以 内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 新規 事業 資金 | ⑤ 鳥取市 新事業 展開資金 | ①経営革新貸付 新商品の開発や生 産、新しい販路の開 拓などに取り組む者 等への融資 ②海外展開貸付 県内事業の安定・ 拡大を図るため海外 見本市等への参加、 直接輸出入にかかわ る事業等を行う者へ の融資 | 1億円 | 1.43% (最大5年 間県が利 子の一部 年0.7%相 当を助成) 1.43% | 10年(2年)以 内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |

| | 資金名 | 概要 | 貸付限度額 | 貸付利率 | 貸付期間 (カッコ内は据置) | 申込窓口 |
|--------|-----------------------|---|----------------|--------------------------|--|-----------------------------------|
| 特別資金 | ⑥ 鳥取市「地産地消の店」支援資金 | 鳥取市「地産地消の店」として認定されている中小企業者への融資資金 | 1,000万円 | 1.66% (保証なし 1.96%) | 7年(1年)以内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 特別資金 | ⑦ 鳥取市経営体質強化資金 | 平成20年秋以降の世界的な金融危機を背景とした経営状況悪化から回復しつつある中小企業者に対し、経営維持や景気回復期における必要な資金を融資し、中小企業等の経営力の強化・発展に資することを目的とする。 | 8,000万円 | 1.43% | 10年(3年)以内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 倒産対策 | ⑧ 鳥取市中小企業取引安定化対策資金 | 取引企業の倒産等による急激な取引環境の変化により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への融資資金 | 5,000万円 | 1.66% | 7年(1年)以内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 経済変動対策 | ⑨ 鳥取市地域経済変動対策資金 | 地域経済に大きな影響を及ぼす基幹的企業の事業活動の変化等経済変動事象により影響を受けた中小企業者への融資 | 2億8,000万円 | 1.43% | 10年(3年)以内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 災害対策 | ⑩ 鳥取市災害等緊急対策資金 | 自然災害等で被害を受けた中小企業が、復旧等のために必要な資金 | 2億8,000万円 | 1.43% | 運転資金 10年(3年)以内 設備資金 15年(3年)以内 | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 借換資金 | ⑪ 経営再生円滑化借換特別資金 | 厳しい経済環境を背景に資金繰りの安定を図りながら経営改善に取り組む中小企業者等に対して超長期の借換資金により償還負担の軽減と経営改善の着実な取り組みを支援することにより、中小企業者等の経営再生が図られることを目的とする資金 | 保証協会の定めるところによる | 1.43% | 10年以内(1年以内) | ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| | | | | 1.60% | 15年以内(1年以内) | |

| | 資金名 | 概要 | 貸付限度額 | 貸付利率 | 貸付期間 (カッコ内は据置) | 申込窓口 |
|---------------|--|--|---|-----------------------------------|--|---|
| 特別資金 | ⑫ 鳥取市新規 需要開拓 設備資金 | 中小企業者の新たな需要獲得を目指す競争力強化のための事業展開に必要な資金の融資を促進することを目的とした資金 | 保証協会の定めるところによる | 10年以内 1.66% (特別利率 1.43%) | 20年以内(3年以内) | <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| | | | | 10年超 1.87% (特別利率 1.60%) | | |
| 新規事業資金 | ⑬ 鳥取市 創業支 援資金 | 新たに事業に取り組もうとする中小企業者等に必要な資金を融資し、雇用の維持及び雇用機会の創出と地域経済の活性化に資することを目的とした資金 | 1億円 | 1.66% (特別利率 1.43%) | 10年(2年)以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 特別資金 | ⑭ 鳥取市 事業承 継支 援資金 | 事業承継に取り組もうとする個人や中小企業者等に融資し、雇用の維持及び技術の継承を通じて地域経済の活性化に資することを目的とした融資 | 2億8,000万円 | 1.43% | 10年(2年)以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| | ⑮ 鳥取市 働き方改 革支 援資金 | 従業員の労働環境改善などの働き方改革に取り組む中小企業者等に融資し、将来的な人手不足の解消や生産性の向上に繋げることを目的とする融資 | 3,000万円 | 1.43% | 10年(2年)以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| | ⑯ 鳥取市 災害対 応支 援資金 | 中小企業者等の事業継続計画(BCP)等防災対策の実効性を向上させるための資金を融資し、市内商工業の災害対応力を強化することを目的とする融資。 | 1億円 | 10年以内 1.43% | 20年以内(3年以内) | <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会 |
| 10年超 1.60% | | | | | | |
| | ⑰ 鳥取市 企業立 地資金 (鳥取県 産業成 長支 援資金 (大型投資)) | 工業団地等に工場等の新設又増設若しくは移転を行う企業等に融資し、企業立地を促進するとともに雇用機会の拡大を図ることを目的とする融資 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 50億円 ・運転資金 1億円 | 1.43% (保証なし 1.68%) | 設備資金 15年(2年)以内 運転資金 10年(2年)以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市企業立地・支援課 ・鳥取県立地戦略課 |

(2) ビジネスマッチング支援事業

対 象 者：市内に本社を有する中小企業者で、製造業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、ソフトウェア業、デザイン業等の事業を営む者

対象事業：自社の商品、製品、技術等を売り込むための展示会等への出展事業

対象経費：出展料、会場備品等リース料、小間装飾費、印刷製本費、旅費、展示品搬送料

補助金額：対象経費の1/2

限 度 額：1回目:25万円、2回目:15万円、3回目:10万円（海外の場合はいずれの回数の時点でも30万円）

【令和3年度実績】 3件

(3) 食品加工産業育成事業

農林水産物等を活用した食品加工に係る新規事業の創出並びに土産物等の食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良を行う食品加工関連事業者を支援する。

【事業の概要】

対 象 者：鳥取市内に主たる事業所又は生産施設を有する中小企業者、協同組合又は生産者団体

対象経費：謝金、旅費、原材料費、機械装置費、使用料及び賃借料、委託料、広告宣伝費

補助金額：補助対象経費の1/2（限度額100万円）

【令和3年度実績】 3件

(4) 新規創業・開業支援事業

リノベーションの手法を遊休不動産で活用し、新たに創業を予定している事業者を支援することにより、中心市街地等の活性化を図る。

【事業の概要】

対 象 者：遊休不動産を活用する民間まちづくり事業者

対象事業：リノベーションなどの施設整備に関わる事業を原則とし、コンテンツ整備・運営するもののうち、魅力向上に資する事業

助成方法：金融機関と市が協調、ファンドを組成し投資

令和3年度実績：0件

金融機関が融資、その融資に市が利子補給し、事業者の利子負担を軽減

令和3年度実績：0件

(5) 事業承継推進事業

市内中小企業等の円滑な事業承継を促進し、産業の維持・持続的発展に寄与するため、自社の事業にかかる第三者承継先を探すために専門機関等からの支援を受ける費用の一部を補助する。

【事業の概要】

対 象 者：市内に事業所を有する中小企業者等

対象事業：自社の事業にかかる第三者承継先を探すために専門機関等からの支援を受けるための契約を締結する事業

対象経費：自社の事業にかかる第三者承継先を探すために専門機関等からの支援を受ける契約等により生じる着手金、手付金その他の初期費用

補助金額：補助対象経費の1/2（限度額50万円）

【令和3年度実績】 4件

(6) 外国人材確保・定着支援事業

日本語教育による外国人留学生の人材育成に取り組む市内事業者に対し、その経費の一部を支援することにより、市内事業者における国際的な人材の確保を推進する。

【事業の概要】

対象者：市内に事業所を有する企業等

対象事業：外国人材育成雇用プロジェクトを活用して補助対象者が行う外国人留学生の人材育成事業

対象経費：日本語教育費用及び人材紹介手数料の合計額

補助金額：補助対象経費の1/2（一人当たり上限400千円）

【令和3年度実績】 4件

(7) 中小企業事業再構築支援事業

新型コロナウイルス感染症により経営に多大な影響を受けた事業者が行う、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな事業の創造による事業の再構築、経営力の強化につながる取組を支援する。

【事業の概要】

対象者：新型コロナの影響により売上が減少した事業者

対象経費：事業再構築計画を実行するための経費

補助金額：事業費2,000千円以下は1/4（上限500千円）

事業費2,000千円を超える経費は1/2（上限500千円）

【令和3年度実績】 142件

(8) 市内飲食業等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症により売上が大きく落ち込んだ市内の飲食店・旅行関連事業者の事業継続を支援するため、売り上げ規模に応じた給付金を支給する。

【事業の概要】

対象者：市内に1カ所以上の事業所等をおく中小企業者

対象業種：飲食関連事業者、旅行関連事業者

給付金額：2020（又は2019）年の平均月商に応じて給付

上記平均月商が200万円以上の場合100万円

100万円以上200万円未満の場合50万円

50万円以上100万円未満の場合25万円

20万円以上 50万円未満の場合10万円

【令和3年度実績】 463件 210,300千円

(9) SDGs未来都市推進事業

鳥取市は、内閣府がSDGsを積極的に進める自治体を認定する「SDGs未来都市」として、令和3年度に選定された。

サステナビリティとイノベーションで「農村から真の持続可能なまち」を実現することをテーマに、市民、企業、団体などと連携しながら、様々な人が繋がり「食」と「エネルギー」の自給自足が達成できる地方都市をめざして、具体的な施策を進めていく。

【事業の概要】

脱炭素社会の実現に向けた「環境面」、持続可能な農業経営の促進に向けた「経済面」、都市部から地方への人材確保に向けた「社会面」の三側面の取組を進めていく。併せて、これら三側面を繋ぐ統合的取組も進めていく事で、高い相乗効果を生み出していく。

【令和3年度実績】

- ・本市のSDGsの取り組みを学ぶ出前授業、セミナー、ワークショップ等の実施。
- ・本市の取組を周知するための特設サイト及び動画の制作。
- ・持続可能なまちづくりをテーマにしたワーケーションプログラムの企画及び制作。

鳥取砂丘の活性化及び山陰海岸ジオパーク推進の取り組み

(観光・ジオパーク推進課)

1. 砂の美術館管理運営事業

「鳥取砂丘砂の美術館」において、世界トップレベルの「砂像」の常設展示を行い、併せて、本市の魅力ある観光資源として情報発信し、観光客の増加を図る。

【事業の概要】

砂の美術館は、世界トップレベルの砂像を展示する施設であり、作品のクオリティの高さはもちろん、芸術的・文化的にも高く評価され、全国・全世界から注目されている。

令和2年度から令和3年度にかけて実施した第13期展示の期間中には、平成18年度に開催の第1期展示からの通算来場者が500万人を達成した。

本市を代表するブランドとなった砂像を活用した取り組みによって、砂像文化の普及・啓発を図るとともに、国内外に向けた情報発信を行う。

※令和3年度実績

新型コロナウイルスの影響により、第13期展示「砂で世界旅行チェコ&スロバキア編～盛衰の歴史と神秘の残影を訪ねて～」の令和2年度の入館者数は176,524人と例年の3割程度に留まり、より多くの方に展示をご覧いただくため、会期を令和4年1月3日まで延長した。令和3年度の入館者数は161,921人となり、第13期展示全体では338,445人となった。

【令和3年度決算額】 85,879千円

【令和4年度予算額】 36,511千円

2. 「砂像のまち鳥取」推進事業

本市の観光ブランドとして定着しつつある「砂像文化」を市民とともに育み、「砂像のまち鳥取」を全国に発信する。

【事業の概要】

民間主体の実行委員会「鳥取砂のルネッサンス実行委員会」の活動を支援し、砂像の魅力を発信する集客イベント、幼少期から砂に触れる機会の提供や、保育担当者に向けた研修会などを実施することで「砂像文化」の醸成を図る。令和3年度は、砂のまつり in 賀露の砂像制作やすなばようちえんなどの取り組みを実施した。

【令和3年度決算額】 5,922千円

【令和4年度予算額】 12,195千円

3. 「日本一のすなば」魅力〇ごと事業（旧鳥取砂丘新発見伝事業）

全国に鳥取砂丘の魅力を発信するため、行政と民間が一体となった砂丘観光の活性化を図る事業を実施し、イベント支援や団体育成を行う。

【事業の概要】

(1) 民間団体へのイベント実施委託と団体育成

- ・砂丘活性化事業の公募及び審査
- ・砂丘活性化事業の支援

※令和3年度実績

多鯨ヶ池手づくりいかだレース

ちびっこ砂丘探検隊
鳥取砂丘・大人の遠足など計9イベント

(2) 砂丘の魅力に関する広報

(3) ホームページの管理

【令和3年度決算額】 3,968千円

【令和4年度予算額】 6,800千円

4. 砂丘管理事業費

鳥取砂丘は、山陰海岸国立公園、世界ジオパークネットワークに認定された山陰海岸ジオパークに位置している。自然豊かな鳥取砂丘の保護・保全活動、観光客の受入環境整備等を行い、貴重な地形・地質の管理及び観光地としての魅力向上を図る。

(1) 保護・保全活動

鳥取砂丘漂着ゴミの処理

鳥取砂丘周辺の景観保全（下草刈り、清掃活動）

砂丘飛砂除去

鳥取砂丘ボランティア除草

※令和3年度実績 1,866人（44ha）

(2) 観光客の受入環境整備

大型連休期間中の交通渋滞対策（交通誘導員配置など）

鳥取砂丘周辺の維持管理

【令和3年度決算額】 40,222千円

【令和4年度予算額】 56,131千円

5. 砂丘西側整備の取り組み

砂丘西側は、東側に比べて眺望に優れるなど滞在型観光の推進に可能性を有しているが、昭和50年代に整備された公共施設が更新時期を迎えるなどの課題も抱えている。

本市は旧砂丘荘・旧青年の家の跡地に眺望を活かしたリゾートホテルの誘致を進めるとともに、地方自治法に基づく鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県との連携協約を締結し、砂丘西側整備に向けた取り組みを進めている。

(1) サウンディング型市場調査及び公募型プロポーザル

鳥取砂丘未来会議からの提言を踏まえ、民間からの意見を聞くサウンディング型市場調査を鳥取県と共同で実施。

市場調査からの意見をもとに民間事業者が参入しやすい条件を整え、令和3年度内に公募型プロポーザルを実施。

【令和3年度決算額】 1,386千円

【令和4年度予算額】 52,635千円

(2) 砂丘西側3施設の整備

サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場、こどもの国キャンプ場を一体的に運営する施設整備を民間事業者及び関係行政機関で実施し、令和5年4月の新施設開業を目指す予定。

6. 山陰海岸ジオパーク推進の取り組み

鳥取県、兵庫県、京都府の3府県6市町にわたる山陰海岸を中心とする東西約120km、南北最大30kmのエリアにおいて、日本海形成に関わる多様な地形・地質遺産を活用し、地域経済の活性化を図り、ジオパークによる持続可能な地域社会の発展につなげる。

平成30年度には、世界ジオパークネットワーク（GGN）に再認定された。

【事業の概要】

(1) 山陰海岸ジオパーク推進協議会

山陰海岸国立公園内の自治体、商工観光団体等で構成。山陰海岸ジオパークエリアの地質学的、生態学的環境の資源価値を継続して高め、これらを教育的活用やジオツーリズムの場として高度利用できる環境を整備し、地域活性化のための活動を行うことを目的に、平成19年7月16日に設立され、学術関係機関、民間団体等との連携を強化し、取り組みを進めている。事務局は、兵庫県但馬県民局内に設置。

(山陰海岸ジオパーク推進協議会構成団体)

| | |
|-----|--|
| 市 町 | 京丹後市、豊岡市、香美町、新温泉町、岩美町、鳥取市 |
| 府 県 | 京都府、兵庫県、鳥取県 |
| 団 体 | 京丹後市商工会、(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部、豊岡商工会議所、豊岡市商工会、豊岡ツーリズム協議会、但馬地域博物館連絡会、日和山観光(株)、香美町商工会、香美町香住観光協会、但馬漁業協同組合、かすみ海上タクシー事業協同組合、新温泉町商工会、浜坂観光協会、湯村温泉観光協会、七釜温泉旅館組合、浜坂漁業協同組合、湯村温泉旅館料飲組合、岩美町商工会、岩美町観光協会、山陰松島遊覧(株)、鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、(一社) 鳥取市観光コンベンション協会、鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合、京都府道路公社、兵庫県道路公社 |

(2) 山陰海岸ジオパーク鳥取県連絡協議会

山陰海岸ジオパークの取り組みをさらに充実させるため、鳥取県内の推進体制の強化を図ることを目的に平成22年1月25日に設立した。

(山陰海岸ジオパーク鳥取県連絡協議会構成団体)

| | |
|-----|--|
| 市 町 | 岩美町、鳥取市 |
| 県 | 鳥取県生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 |
| 団 体 | (一社) 鳥取市観光コンベンション協会、鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、鳥取但馬会、鳥取信用金庫、鳥取銀行、鳥取県漁業協同組合、岩美町観光協会、岩美町商工会 |

(3) 拠点施設の充実

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター、湖山池情報プラザ、鳥取市あおや郷土館等におけるジオパーク情報の発信。

(4) ガイド養成

福部町から青谷町まで鳥取市内のジオパークエリア内で認定ガイド7団体が活動。

山陰海岸ジオパーク全域や鳥取県内でのガイド研修会・交流会の開催。

(5) ジオサイトの保護・保全活動

鳥取砂丘ボランティア除草・一斉清掃との連携。

鳥取砂丘周辺の海岸漂着物回収。

(6) 教育・啓発活動

小中学校、地区公民館等で行う出前講座、現地学習会への講師派遣。

小学校の校外学習に必要な貸切バスの借り上げ代補助。

(7) ジオツーリズム・地域特産物の開発・商品化の支援

山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金を設け、山陰海岸ジオパークを活用した事業への支援を行っている。

補助事業

- ・産業振興につながる事業
- ・ジオツーリズムの振興につながる事業
- ・受入態勢の向上につながる事業
- ・普及・啓発の推進につながる事業

また、山陰海岸ジオパークのロゴマーク認証を推進し地域特産物の開発・商品化の支援を行っている。

(8) 広報・普及活動

パネル展の実施、パンフレットの配布

【令和3年度決算額】 17,962千円

【令和4年度予算額】 29,949千円

観光活動（観光・ジオパーク推進課）

1. 誘客活動

コンベンション誘致を推進するため、(公財)とっとりコンベンションビューローや、(一社)鳥取市観光コンベンション協会と連携し、コンベンションの開催を支援する。また、近隣県からの観光客の増加を図るためのPR活動や、外国人観光客の将来的な回復を見据えて、海外市場への広報宣伝などを実施する。

2. イベント等の充実

市内で開催されるイベントの充実を図るため、鳥取しゃんしゃん祭、鳥取三十二万石お城まつり、吉岡温泉ホテル祭りなど、各地域の観光イベントの開催を支援する。また、観光事業を効果的に推進するため、(一社)鳥取市観光コンベンション協会が実施する各種事業を支援する。

3. 広域観光連携

多様な旅行者のニーズに対応した滞在型観光を推進するため、地域連携DMO(一社)麒麟のまち観光局と、鳥取県東部・兵庫北但西部地域1市6町(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町、新温泉町)が連携し、各市町の観光資源を活かした体験観光メニューの造成や、周遊性の高い観光商品の造成・販売など、魅力ある圏域づくりを進め、観光消費の拡大を目指す。

また、コンベンション誘致や情報発信・情報収集を効果的に推進するため、(公財)とっとりコンベンションビューローや、(公社)鳥取県観光連盟など各種団体に加盟し、広域的な観光連携の取組を進める。

4. 観光入込客数調査

観光施策の効果を測定するとともに、新たな施策の策定等の基礎資料とするため、鳥取砂丘をはじめ

観光施設や宿泊施設の入込客数調査を行う。

鳥取市観光客数・宿泊客数（延人数）推移

【観光客数】 (単位：人)

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自然 | 1,299,918 | 1,313,376 | 1,286,038 | 1,174,601 | 1,092,701 | 1,164,887 | 575,541 | 600,258 |
| 文化・歴史 | 627,234 | 700,117 | 702,717 | 658,974 | 697,407 | 779,463 | 445,286 | 444,929 |
| 産業観光 | 2,348,497 | 2,350,173 | 2,239,084 | 2,130,309 | 2,194,196 | 2,845,639 | 2,190,088 | 2,080,512 |
| スポーツ・レクリエーション | 538,656 | 546,744 | 522,201 | 511,592 | 495,500 | 456,560 | 340,229 | 278,466 |
| 温泉 | 335,743 | 338,149 | 305,878 | 301,115 | 353,052 | 394,504 | 276,840 | 314,212 |
| 買い物 | 1,269,427 | 1,540,487 | 1,403,634 | 1,598,241 | 1,722,704 | 1,774,176 | 1,325,912 | 1,191,122 |
| 行・祭事 | 395,747 | 440,277 | 540,555 | 520,910 | 493,704 | 539,845 | 200 | 200 |
| イベント | 729,210 | 669,043 | 556,939 | 545,362 | 580,253 | 610,724 | 167,910 | 220,015 |
| 合計 | 7,544,432 | 7,898,366 | 7,557,046 | 7,441,104 | 7,629,517 | 8,565,798 | 5,322,006 | 5,129,714 |
| 〔調査地点数〕 | 〔81〕 | 〔76〕 | 〔71〕 | 〔73〕 | 〔72〕 | 〔74〕 | 〔71〕 | 〔70〕 |

【宿泊客数】 (単位：人)

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合計 | 484,665 | 360,233 | 409,895 | 417,778 | 453,656 | 455,699 | 272,978 | 285,290 |
| | 〔30〕 | 〔31〕 | 〔28〕 | 〔26〕 | 〔28〕 | 〔25〕 | 〔29〕 | 〔29〕 |

5. 受入体制の整備

(1) 観光ボランティア活性化事業

観光客をあたたかく迎えるホスピタリティの醸成と市民主体の観光振興を図るため、観光ボランティアガイドを養成する。また、ホスピタリティを学んだ観光マイスターを育成するため、観光ハイヤー乗務員や旅館・ホテルの従業員などの観光関係事業者を対象に、鳥取市観光大学運営委員会（事務局：（一社）鳥取市観光コンベンション協会）が実施する観光大学事業を支援する。

【令和3年度までの観光マイスター通算人数】 544人

(2) 「恋人の聖地/白兔海岸」推進事業

因幡の白うさぎ神話が根付く白兔周辺エリアを神話にちなんだ縁結びの地としてブランディングするため「恋人の聖地」としてPRするとともに、隣接する小沢見エリアも含めた観光拠点としての磨き上げを地元観光協会などと連携し、周辺地域一体となって進める。

(3) 周遊観光促進事業

本市を訪れる観光客に対し、3時間3,000円の格安周遊観光タクシーを運行する交通事業者へ支援を行う。

【令和3年度運行台数/利用人数】 330台/ 626人

(4) 観光拠点磨き上げ事業

鳥取西道路開通に伴う国道9号の交通量の減少等を踏まえ、白兔周辺エリアの魅力創出や誘客促進を図るため、地元観光協会等で組織する「白兔周辺地域魅力創造会議」が取り組む白兔の丘への新たな散策道整備、周遊マップの作成、シーカヤック等各種モニタリング事業や周遊イベントの実施などを支援

する。

(5) アドベンチャーツーリズム開発支援事業

本市の優れた自然環境を活かしたアドベンチャーツーリズム（自然×アクティビティ）の鳥取砂丘周辺以外での普及促進を図るため、民間事業者の行う開発・整備費の支援を行う。（令和3年度終了）

- ・令和3年度交付件数：2件
- ・補助率等：補助率2/3、上限額200万円

6. 宿泊キャンペーン事業

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により観光需要が低迷する中、令和3年3月1日から令和4年2月末まで本市独自の宿泊キャンペーンを展開し、落ち込んだ観光需要の回復を図る。（令和3年度終了）

(1) 宿泊割引事業

- ・事業内容：市内宿泊施設の宿泊費の2分の1（上限3,000円/人）を割引
- ・販売総数：4,670人

(2) 日帰り食事割引事業

- ・事業内容：市内宿泊施設等の2,000円以上の食事料金を一律1,000円/人割引。
- ・販売総数：2,979人

観光宣伝推進（観光・ジオパーク推進課）

1. 広告宣伝

本市の観光をPRするため、JR鳥取駅前観光案内板、鳥取空港電照板、智頭急行車内広告、TV、新聞、雑誌、インターネットによる宣伝活動を行う。

2. 情報発信

鳥取市の観光情報の発信を図るため、（公社）鳥取県観光連盟などとの連携による東京・名古屋・大阪・広島での観光情報説明会への参加、首都圏、中京圏、関西圏、中四国の各圏内の旅行会社へ観光素材の売り込み、目的に応じた観光パンフレットなどの作成を行う。また、市外在住で鳥取市出身又は鳥取市に縁のある方を「鳥取市観光大使」に任命し、積極的かつ日常的な情報発信を行う。

令和3年度は関西圏・中京圏旅行会社とのオンライン商談会、山陰圏旅行会社との商談会に参加した。

3. イベント交流

イベントを通じた相互交流と本市の観光PRを図るため、姫路市・岩国市・郡山市・釧路市等の姉妹都市や、HOT連携を構成する岡山市などの隣県他都市で開催されるイベントへの参加や、大阪等関西圏でのイベントなどにおいて、しゃんしゃん傘踊りの派遣や特産品のPRや販売を実施する。

令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、派遣等見送り。

4. 国際観光の推進

外国人観光客の誘致を図るため、アジア圏域及び欧米豪の各国をターゲットにしたプロモーション活動を行うとともに、SNS等を活用し、本市の魅力を発信する。また、本市を訪れる外国人観光客がス

トレスなく快適に旅行を楽しめるよう、J R鳥取駅構内の国際観光客サポートセンターで英語・中国語・韓国語による観光案内等を行う。

5. 観光サイン設置

市内全域の観光案内看板を次のように整備を行い、観光情報の発信及び観光客のスムーズな誘導を行う。

- ・新規観光案内看板の設置
- ・既存の観光案内看板の内容更新
- ・老朽化した観光案内看板の修繕・建て替え、撤去

6. とっとりブランド情報発信事業

本市の観光情報を発信する（一社）鳥取市観光コンベンション協会のホームページをリニューアルすることで、魅力ある観光資源を県内外へ効果的に情報発信し誘客促進を図る。

また、著名な俳優を起用して観光資源を紹介する電子旅行雑誌「旅色」を制作・発信することで、本市への観光誘客を図る。（令和3年度終了）

観光産業育成支援（観光・ジオパーク推進課）

1. 観光産業育成支援事業

基幹産業として観光産業を確立するため、意欲のある民間事業者の積極的な取り組みに対し支援を行っていくことにより、本市観光事業者の育成及び経済活性化を目指す。（別表参照）

| 1 補助対象事業 | | 2 補助対象者 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 補助限度額 | 6 摘要 | 7 令和3年度交付件数 |
|------------------|------------|-------------------------------------|--|-------|---------|---|-------------|
| 1 観光施設改修に係る事業 | 快適観光施設改修事業 | 観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 | 消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費 | 1/2 | 40万円 | (1) 対象となる観光施設は、観光客の動線上に限るものとする。 (2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を20万円とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。 | 1件 |
| | 鉱泉源維持管理事業 | 観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 | 工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料 | 1/2 | 40万円 | | 2件 |
| | 温泉施設改修事業 | 観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 | 工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料 | 1/10 | 40万円 | | 0件 |

| 1 補助対象事業 | | 2 補助対象者 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 補助限度額 | 6 摘要 | 7 令和3年度交付件数 | |
|-------------------|---------------|---|---|---|---------|------|---|----|
| 2 観光客誘客・広報宣伝に係る事業 | おもてなし向上事業 | ○観光客のおもてなしの向上に資する事業のうち、次に掲げるもの (1) 観光情報サイトの整備・充実 (2) 顧客満足度調査の実施等 (3) 研修会・講演会の実施 (4) その他おもてなしの向上につながる事業 | 観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 観光協会 商業者 商工会議所 商工会 任意の商店会等 旅客自動車運送事業者 金融機関 | 旅費、謝金、消耗品費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、備品購入費、委託料、雑役務費 | 2/3 | 20万円 | 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。 | 0件 |
| | 外国人観光客誘客促進事業 | ○外国人観光客が快適に施設を利用できるよう環境を整える事業のうち、次に掲げるもの (1) 施設内における案内板の多言語化 (2) 国際的に対応可能な金融決済システムの導入 (3) ホームページ、パンフレット等の多言語化 (4) 有料通訳サービスの利用 (5) 情報発信ツールとしてのインターネット整備 (6) その他外国人観光客誘客に効果があると思われる事業 | 観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商業者 旅客自動車運送事業者 金融機関 | 謝金、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費、雑役務費 | 1/2 | 20万円 | 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。 | 0件 |
| | 観光商品開発・販路開拓事業 | ○観光客の誘客等のための新たな観光商品を開発し、全国・全世界に向けて販路開拓を推進する事業のうち、次に掲げるもの (1) ニューツーリズム等による旅行商品・旅行ルートの開発及び販路開拓 (2) 二次交通の整備を行い、各地の観光資源を結びつけるようなルートの開発 (3) 外国メディアを活用したツアー企画商品の開発及び販路開拓 (4) 鳥取の自然、食、伝統、文化を再認識させるような観光商品の開発及び販路開拓 (5) その他観光客の誘客に効果があると思われる観光商品開発及び販路開拓 | 観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商工会議所 商工会 観光協会 商業者 まちづくり会社 旅客自動車運送事業者 金融機関 | 謝金、旅費、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料、備品購入費、雑役務費 | 2/3 | 20万円 | (1) 中山間地の振興を図る事業及び砂の美術館を推進する事業については、補助率を4/5とする。 (2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。 | 0件 |

| 1 補助対象事業 | | 2 補助対象者 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 補助限度額 | 6 摘要 | 7 令和3年度交付件数 |
|-------------------|-------------|---|---|-------|---------|---|-------------|
| 2 観光客誘客・広報宣伝に係る事業 | 観光客誘客イベント事業 | <p>観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商工会議所、商工会 観光協会 商業者、商店街振興組合 商店街振興組合連合会 事業協同組合 任意の商店会等 まちづくり会社、NPO 旅客自動車運送事業者 金融機関</p> | <p>謝金、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料、雑役務費</p> | 2/3 | 40万円 | <p>(1) 中心市街地において実施する事業については、補助率を4/5とする。 (2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあつては、補助限度額を20万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。</p> | 2件 |
| | 観光鳥取PR事業 | <p>観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 観光協会 商業者 伝統芸能・工芸普及事業者 事業協同組合 旅客自動車運送事業者 金融機関</p> | <p>旅費、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、各種借上料、委託料、広告費、謝金、雑役務費</p> | 2/3 | 20万円 | <p>(1) 屋台・露天等における広報宣伝事業（観光資源である物産等の販売を行うものを除く。）を除く。 (2) 砂の美術館の推進を図る事業については、補助率を4/5とする。 (3) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。</p> | 0件 |

2. 観光産業持続化支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている観光事業者等の感染拡大防止対策や、観光需要の回復につながる事業を支援することで、本市の観光産業の持続化及び観光振興を目指す。（令和3年度終了）

令和3年度交付件数：34件

| 1 補助対象事業 | 2 補助対象経費 | 3 補助率 | 4 補助限度額 |
|---|--|-------|---------|
| 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や観光需要回復に資する事業のうち、次に掲げるもの (1) 衛生対策のために必要な備品・消耗品の購入や機器整備等 (2) 施設等の消毒・清掃の実施 (3) 密集防止のための雑踏警備 (4) 新たな商品・メニューの開発 (5) 集客力向上や業務効率化に向けた施設改修・環境整備 (6) 需用回復に向けた広告宣伝 (7) Webコンテンツの充実 (8) 感染拡大防止や観光需要回復に係る専門家への相談・セミナーの開催 (9) その他感染拡大防止や観光需要回復に効果があると思われる事業 | 報償金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び借上料、工事請負費、原材料費、備品購入費 | 4/5 | 300千円 |

3. 観光産業復興再生支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている観光事業者等が行う前向きな投資や、観光需要の回復につながる事業を支援することで、本市の観光産業の復興・再生を目指す。（令和3年度終了）

令和3年度交付件数：6件

| 1 補助対象事業 | 2 補助対象経費 | 3 補助率 | 4 補助上限額 |
|---|--|-------|-----------|
| 新型コロナウイルス感染症からの復興・再生を見据えた前向きな投資のうち、次に掲げるもの (1) 観光資源の掘り起こし・磨き上げに資する事業の実施 (2) 新たな観光コンテンツ・商品・メニュー等の開発 (3) Webコンテンツの充実 (4) 受入環境の魅力向上に資するICT環境整備・施設改修 (5) 観光キャンペーンの開催 (6) その他観光需要回復の効果が見込まれる事業 | 報償金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び借上料、工事請負費、原材料費、備品購入費 | 4/5 | 上限額：200万円 |

観光施設管理（観光・ジオパーク推進課）

本市の観光振興を図るため、観光施設の維持管理を行う。

1. 鳥取市柳茶屋キャンプ場（鳥取市浜坂）

利用条件等：当日現地受付（年中利用可） 無料

施設・設備：広場型（50張相当）、炊事棟、公衆トイレ

敷地面積：9,790㎡

開設：昭和53年4月1日 ※令和4年9月1日～令和5年3月31日閉鎖予定

利用者数：平成30年8,232人 令和元年9,003人 令和2年6,035人 令和3年12,929人

2. 鳥取市河原町お城山展望台「河原城」（鳥取市河原町谷一木）

利用条件等：午前9時30分～午後6時（毎週月曜日休館） 一般300円ほか（令和3年4月から）

敷地面積：2,900㎡（延床面積 794.44㎡）

開館：平成6年9月9日

指定管理者：株式会社風土資産研究会

指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

利用者数：平成30年度29,378人 令和元年度31,874人 令和2年度19,899人 令和3年度10,831人

3. 鳥取市流しびなの館（鳥取市用瀬町別府）

利用条件等：午前9時～午後5時（毎週水曜日休館） 一般300円ほか

敷地面積：5,792.70㎡（延床面積 1,523.19㎡）

開館：昭和63年4月18日（平成4年に観光物産センターを追加設置）

指定管理者：一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団

指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

利用者数：平成30年度11,886人 令和元年度11,648人 令和2年度3,337人 令和3年度3,680人

4. 鳥取市山王谷キャンプ場（鳥取市佐治町中）

利用条件等：要予約（12月から3月は閉鎖） 個人300円ほか

施設・設備：テントサイト17、炊事棟、休憩所、公衆トイレ、シャワールーム

敷地面積：14,475㎡

開設：平成8年7月29日

指定管理者：株式会社さじ式拾壺

指定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

利用者数：平成30年度1,498人 令和元年度2,472人 令和2年度1,899人 令和3年度2,433人

5. 鳥取市佐治町たんぼり荘（鳥取市佐治町中）

利用条件等：休憩 午前9時～午後5時（12月から3月休館）

宿泊 午後4時～翌日午前10時 小学生以上1人1泊3,780円ほか

敷地面積：2,721㎡（延床面積 696.45㎡）

開館：昭和54年4月1日

指定管理者：株式会社さじ式拾壺

指定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

利用者数：平成30年度1,043人 令和元年度1,721人 令和2年度1,079人 令和3年度1,172人

6. 鳥取市気高町遊漁センター（鳥取市気高町八束水）

利用条件等：休憩 午前10時～午後9時（毎週火曜日休館） 大人378円ほか

宿泊 午後4時～翌日午前10時 大人3,240円ほか

敷地面積：2,868.75㎡（延床面積 975.54㎡）

開館：昭和55年4月1日

指定管理者：有限会社ティー・ティー・エモーションズ

指定期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

利用者数：平成30年度20,881人 令和元年度13,583人 令和2年度4,412人 令和3年度2,590人

7. 鳥取市国民宿舎山紫苑（鳥取市鹿野町今市）

利用条件等：休憩 午前10時～午後2時（休館日なし）

宿泊：午後4時～翌日午前10時 大人1人1泊4,230円から

敷地面積：9,011.40㎡（延床面積 本館2,031.00㎡、新館1,928.50㎡）

開館：本館 昭和47年4月5日 新館 平成6年6月1日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指定期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

利用者数：平成30年度27,219人 令和元年度24,082人 令和2年度8,345人 令和3年度8,537人

8. しかの温泉館「ホットピア鹿野」（鳥取市鹿野町今市）

利用条件等：午前10時～午後10時（毎月第1木曜日休館） 一般430円ほか

敷地面積：3,593.13㎡（延床面積 649.94㎡）

開館：平成5年6月1日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指定期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

利用者数：平成30年度81,085人 令和元年度86,051人 令和2年度80,642人 令和3年度98,404人

9. 鳥取市鹿野往来交流館「童里夢」（鳥取市鹿野町鹿野）

利用条件等：午前9時30分～午後5時30分（休館日なし）

敷地面積：1,647㎡（延床面積 411.90㎡）

開館：平成22年4月3日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指定期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

利用者数：平成30年度18,231人 令和元年度20,536人 令和2年度9,393人 令和3年度10,830人

10. 道の駅神話の里白うさぎ（鳥取市白兎）

敷地面積：12,684㎡（延床面積 1,330㎡）

開館：平成18年4月21日

指定管理者：有限会社むらかみ

指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

利用者数：平成30年度584,224人 令和元年度444,701人
令和2年度235,644人 令和3年度258,988人

11. 道の駅清流茶屋かわはら（鳥取市河原町高福）

敷地面積：18,059㎡（延床面積 1,519㎡）

開館：平成18年4月21日

指定管理者：株式会社ドリームかわはら

指定期間：平成28年4月1日から令和8年3月31日まで

利用者数：平成30年度1,449,418人 令和元年度1,472,783人
令和2年度 964,145人 令和3年度 965,107人

12. 鳥取砂丘砂の美術館（鳥取市福部町湯山）

敷地面積：16,785.91㎡（延床面積 3,735.35㎡）

開館：平成24年4月14日

指定管理者：鳥取砂丘砂の美術館活性化共同企業体

指定期間：平成30年1月15日から令和5年1月14日まで

利用者数：平成30年度448,802人 令和元年度500,309人
令和2年度176,524人 令和3年度161,921人

13. 道の駅西いなば気楽里（鳥取市鹿野町岡木）

敷地面積：17,880㎡（延床面積 1,707.66㎡）

開館：令和元年6月30日

指定管理者：鳥取西いなばまちづくり株式会社

指定期間：令和元年6月1日から令和6年3月31日まで

利用者数：令和元年度713,279人 令和2年度640,854人 令和3年度660,189人

14. 山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター（鳥取市福部町湯山）

敷地面積：944.65㎡（延床面積 930㎡）

開館：平成30年10月26日

運営方式：環境省、鳥取県、鳥取市による協議会方式

利用者数：平成30年度 97,331人 令和元年度281,097人
令和2年度143,185人 令和3年度146,354人

